

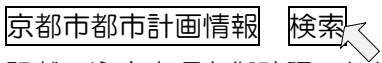
## 京都市内で太陽光発電装置等を設置される方へ

太陽光発電装置等を設置される場合は

# 景観規制の手続が必要です

京都市内で太陽光発電装置等を設置される場合は、景観法や京都市風致地区条例等による景観規制を受ける場合がありますので、あらかじめ規制内容等を御確認のうえ、必要な手続を行ってください。

### 【太陽光発電装置等に関する景観規制について】

- |         |   |
|---------|---|
| 1 規制区域  | 規制区域は、京都市の担当課に備え付けの縦覧図、又はホームページで確認できますので、御利用ください。<br><b>(ホームページでの確認方法)</b><br>都市計画情報検索ページ ( <a href="http://www5.city.kyoto.jp/tokeimap/">http://www5.city.kyoto.jp/tokeimap/</a> ) で町名又は地図から計画地を検索のうえ、「景観保全」・「眺望景観」をクリックしてください。<br><br>記載の注意事項を御確認いただき、「同意する」をクリックしてください。 |
| 2 規制内容  | 地域・地区ごとに太陽光発電装置等の設置位置や形態意匠に関する基準があります。規制内容の概要については、裏面を御覧ください。   |
| 3 必要な手続 | 太陽光発電装置等の設置に先立ち手続を行う必要があります。手続方法は、地域・地区ごとに異なりますので、担当課の窓口、又はホームページで御確認ください。  |

### 【担当課と手続窓口】

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市役所北庁舎2階

#### (美観地区・美観形成地区、建造物修景地区の場合)

都市計画局都市景観部 市街地景観課 ([http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/soshiki/9-2-2-0-0\\_5.html](http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/soshiki/9-2-2-0-0_5.html))

電話(075)222-3474

#### (風致地区、歴史的風土特別保存地区の場合)

都市計画局都市景観部 風致保全課 (<http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/soshiki/9-2-3-0-0.html>)

電話(075)222-3475

#### (伝統的建造物群保存地区の場合)

都市計画局都市景観部 景観政策課 (<http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/soshiki/9-2-1-0-0.html>)

電話(075)222-3397

#### (眺望空間保全区域、近景デザイン保全区域、遠景デザイン保全区域の場合)

風致地区以外の市街化区域にある場合：都市計画局都市景観部 市街地景観課

風致地区、市街化調整区域にある場合：都市計画局都市景観部 風致保全課

## 1 建築物に太陽光発電装置等を設置する場合の基準（概要）

### 一 美観地区・美観形成地区、建造物修景地区内では（勾配屋根に設置する場合の基準）

	太陽光発電装置等が公共用空地*から見える場合	太陽光発電装置等が公共用空地*から見えない場合
① 歴史遺産型美観地区の歴史的景観保全修景地区	原則として設置することはできません。	
② ①以外の歴史遺産型美観地区	屋根材一体型	屋根材一体型、又は、形状が屋根材と調和したパネルを屋根の形に合わせて設置するもの
③ ①、②以外の美観地区、美観形成地区	屋根材一体型、又は、形状が屋根材と調和したパネルを屋根の形に合わせて設置するもの	共通基準による
④ 建造物修景地区	屋根材一体型、又は、屋根の形に合わせて設置するもの	共通基準による
共通基準（主なもの） ・パネルの色彩が、濃い灰色、黒色又は濃紺色、フレームの色は黒色であること。 ・セルの目地が目立たないこと。 ・パネルの最上部は建築物の棟を超えないこと。		

### 二 風致地区内では

	太陽光発電装置等が公共用空地*から見える場合	太陽光発電装置等が公共用空地*から見えない場合
特別修景地域内である場合	原則として設置することはできませんが、例外的に認められる場合*もありますので、個別具体的に御相談ください。	色彩が、濃い灰色、黒色又は濃紺色であること。
特別修景地域内でない場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・色彩が、濃い灰色又は黒色であること。</li> <li>・屋根面から著しく突き出さないこと。</li> </ul>	

※ 建築物全体のデザイン、門扉等の外構計画及び植栽計画が、周辺の景観特性や景観形成の目標に照らして総合的に判断した結果、優れていると認められる場合は、太陽光発電装置が目立たない程度に依りて、例外的に許可しています。

### 三 歴史的風土特別保存地区内では

原則として設置することはできません。

### 四 伝統的建造物群保存地区内では

原則として設置することはできません。

### 五 眺望空間保全区域内では

視点場から視対象への眺望を遮らないものとして、定められた標高を超えないものであること。

### 六 近景デザイン保全区域、遠景デザイン保全区域内では

視点場からの眺めを阻害しないものであること。

（注）視点場からの眺めを阻害する場合は、設置できないことがあります。

\* 公共用空地とは、「道路、公園、広場、その他の公共の用に供する空地」をいいます。

## 2 地上に太陽光発電装置等を設置する場合の基準

設置高さ、形態意匠及び色彩についての基準がありますので、担当課に御相談ください。